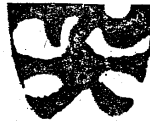


住民監査請求  
措置報告書

平成29年7月14日

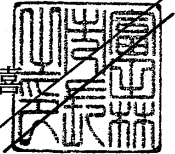
富田林市監査委員



富総第 302 号  
平成 29 年 7 月 14 日

富田林市監査委員 中川 元 様  
同 花岡 秀行 様  
同 遠藤 智子 様

富田林市長 多田 利喜



### 住民監査請求に基づく勧告に係る措置の実施について

地方自治法第 242 条第 9 項の規定により住民監査請求に基づく勧告に係る措置を下記のとおり実施しましたので、同項の規定により通知します。

#### 記

- 1 勧告年月日  
平成 29 年 6 月 29 日
- 2 勧告内容  
市長公室長、総合事務室局長、行政管理課参事の平成 29 年 4 月 21 日付け朝日放送出張にかかる交通費（ガソリン代 762 円、高速代 2380 円、電車賃 620 円の合計 3762 円）の支出について、本勧告書交付後平成 29 年 7 月 31 日までに各職員に連帯して返還するよう求めるなど必要な措置を講じられたい。
- 3 措置年月日  
平成 29 年 7 月 10 日
- 4 措置内容  
当職は、市長公室長、総合事務室局長、行政管理課参事に対し、平成 29 年 7 月 10 日に平成 29 年 4 月 21 日付け朝日放送出張にかかる交通費（ガソリン代 762 円、高速代 2380 円、電車賃 620 円の合計 3762 円）を連帯して市に返還するよう、請求した。平成 29 年 7 月 13 日に全額の支払があった。